

審 第 2 2 6 4 号
答 申 第 2 0 3 号
平成 3 0 年 3 月 2 2 日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県個人情報保護審議会
会 長 土 屋 俊

異議申立てに対する決定について（答申）

平成 2 7 年 8 月 2 1 日付け精保セ第〇〇〇号による下記の諮問について、別紙
のとおり答申します。

記

平成 2 7 年 7 月 1 0 日付けで異議申立人から提起された、平成 2 7 年 6 月 3 0
日付け精保セ第〇〇〇号で行った自己情報不開示決定に係る異議申立てに対する
決定について

答 申

1 審議会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が平成27年6月30日付け精保セ第〇〇〇号で行った、開示請求に係る個人情報の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否した自己情報不開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

実施機関の決定は妥当である。

2 異議申立ての経緯

- （1）異議申立人は、平成27年6月15日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。平成28年千葉県条例第15号による改正前のもの。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、「平成〇〇年〇月〇日に開催された〇〇〇〇に関する精神医療審査会の審議過程、却下理由が分かる議事要旨等及び同審査会に付された資料（〇〇〇〇による「意見書」等）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- （2）本件開示請求に対し、実施機関が本件決定を行ったところ、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し、平成27年7月10日付けで異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。
- （3）本件異議申立てを受け、実施機関は、条例第46条第1項の規定により、審議会に対し平成27年8月21日付け精保セ第〇〇〇号により諮問を行った。

3 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張はおおむね以下のとおりである。

（1）異議申立ての趣旨

本件決定の取消しを求める。

（2）異議申立ての理由

措置入院決定等に関して不当と判断し損害賠償、慰謝料を求めて千葉県等を相手取り民事訴訟を提起するため、その資料として当該行政文書を不開示とされることにより不利益を被るため。

4 実施機関の説明要旨

実施機関の主張はおおむね以下のとおりである。

（1）対象文書の特定について

本件請求に対しては、以下のとおり、本件決定とは別に開示決定等を行っている。

ア 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け開示請求者の意見書（平成27年6月30日付け精保セ第〇〇〇号により開示決定）

イ 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け病院管理者等の意見書（平成27年6月30日付け精保セ第〇〇〇号により部分開示決定）

ウ 平成〇〇年〇月〇日付け開示請求者に係る退院請求意見聴取報告（平成27年6月30日付け精保セ第〇〇〇号により部分開示決定）

これらの行政文書以外に考えられる対象文書としては、例えば、次のものが想定され得る。

エ「開示請求者及び病院管理者等の意見書」以外の意見書

（2）関係事務及び本件決定について

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）の規定により、都道府県には、精神科病院に入院中の者等からの、退院請求等に関する審査を行うための精神医療審査会が設置されている。

精神医療審査会は、都道府県知事から審査を求められたときは、当該審査に係る者について、その入院の必要があるかどうかに関し審査を行い、その結果を都道府県知事に通知する。厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知にある「精神医療審査会運営マニュアル」により、審査をするに当たって、必要に応じて以下の関係者に対して意見を求めることができるとされている。

- ①当該患者 ②請求者 ③病院管理者又はその代理人 ④当該患者の主治医等
- ⑤当該患者の家族等

本件は、実施機関で行われている精神医療審査会業務において、本人からの退院請求に基づいて実施した審査における参考資料として本人及び入院先病院管理者以外の者の意見書に係る個人情報について、条例第20条により存否応答拒否による不開示決定をしたものである。

（3）本件決定の理由について

本件決定に係る個人情報の存否を答えれば、開示請求者及び病院管理者等以外の者の意見書の有無という個人情報が明らかになるばかりか、開示請求者に対する退院等請求にかかる審査のための意見聴取を行った結果としての意見書の有無という事実も明らかになるものと考えられ、以下の不開示情報を開示することになり、条例第20条に該当する。

ア 条例第17条第2号の該当性について

意見書には、意見を表明した者の氏名及び住所等の記載がなされることが一般的であり、これらの情報は特定の個人が識別できるものであるため、条例第17条第2号に該当することは明らかである。

また、仮に、開示請求者及び病院管理者等以外に対する意見聴取に係る情報が存在しているが不開示とした場合には、開示請求者及び病院管理者等以外の関係者から意見提出があったことが明らかとなり、本人の望まない審査結果となった際に、想定される関係者に対し、意見内容等について種々の問い合わせがなされ、意見聴取者と本人との間に軋轢を生じさせるおそれが否定できない。

よって、開示請求者及び病院管理者等の意見書以外の意見書に係る情報の存否を明らかにすることは、第三者の個人情報を開示することとなる、又は開示請求者以外の権利利益を侵害するおそれがあるものとして、本号に該当する。

イ 条例第17条第6号ハの該当性について

開示請求者及び病院管理者等以外の者であっても関係者であれば、その者から徴した意見書の内容は、本人の日常行動等に関して述べた評価又は判断による情報となりうる。

退院等請求の審査の事務の資質上、当該事務において取り扱う情報の内容には、本人の認識や意向に沿わないものもあり、意見陳述者は、その内容が本人に開示されないことを前提として、率直に意見を述べることとしている。本人の請求によって本人に開示されることとなれば、意見陳述者は、率直に意見を述べることができなくなり、退院等請求にかかる審査の適正な執行に著しい支障が生じることとなる。

このことについては、本件についても該当するものであり、実施機関が開示請求者及び病院管理者等以外の者から意見を聴いたか否かを明らかにすると、実施機関に対する意見陳述者の信頼は大きく損なわれ、以後、意見陳述者となろうとしている者が、意見を述べることを躊躇し、又は実施機関に対し協力を拒否する等、退院等請求にかかる審査の適正な執行に著しい支障が生じることとなる。

よって、開示請求者及び病院管理者等以外の者から意見を聴いたか否かを明らかにすることは、本号ハに該当する。

(4) 異議申立人の主張について

異議申立人は、前記3(2)のとおり、措置入院決定等について損害賠償等を求めて民事訴訟を提起するため、その資料としての本件請求に係る個人情報を開示とされることで不利益を被るため違法である旨を主張するが、前記(2)のとおり、本件決定は適法かつ妥当なものである。

5 審議会の判断

(1) 精神医療審査会における審査手続について

ア 千葉県精神医療審査会（以下「精神医療審査会」という。）は、法第38条の4の規定により精神科病院に入院中の者等が行った退院等の請求（以下「退院請求」という。）があったときに、当該請求に係る入院中の者が引き続き入院の必要があるかどうか等について審査を行うため、法第12条の規定により設置された本県の附属機関である。

当該審査に当たっては、精神医療審査会は法第38条の5第3項の規定により退院請求をした者及び入院先の精神科病院の管理者の意見を聴かなければならないとされており、また、同条第4項の規定により必要があると認める時はその他の関係者に対して報告を求めることができるとされている。

イ なお、前記4(2)のとおり、国の「精神医療審査会運営マニュアル」においては、審査時における意見聴取の対象として、「当該患者」、「請求者」、「病院管理者又はその代理人」、「当該患者の主治医等」及び「当該患者の家族等」を列記し、これらの関係者については必要に応じて意見を求めることができるとされている。

(2) 本件開示請求及び本件決定に係る事実経過について

ア 審議会が確認したところ、本件開示請求及び本件決定に係る主な事実経過は以下のとおりである。

(ア) 平成〇〇年〇月、法第29条の規定による措置入院命令により医療機関に入院していた異議申立人が実施機関に対して退院請求(以下「本件退院請求」という。)を行ったところ、退院は認められなかった。

(イ) 同年6月、異議申立人が実施機関に対して本件開示請求を行ったところ、実施機関は、前記(1)イによる関係者の意見聴取手続に係る行政文書である、

①退院請求者(異議申立人)の意見書

②入院医療機関の管理者の意見書

③医療委員の意見聴取報告

を特定した上で、①については平成27年6月30日付け精保セ第〇〇〇号により開示決定(以下「別決定1」という。)を行い、②及び③については同日付け精保セ第〇〇〇号により部分開示決定(以下「別決定2」という。)を行った。

(ウ) そして、別決定1及び別決定2と併せて、実施機関は、本件決定により、本件退院請求の審査手続において①及び②以外の意見書が精神医療審査会に提出された事実(以下「本件意見情報」という。)の有無を明らかにすることが条例第17条第2号及び第6号ハに規定する不開示情報を開示することとなるとして、条例第20条の規定による存否応答拒否を行った。

イ 本件開示請求に対するこれらの決定に対して、異議申立人は、本件決定にのみ本件異議申立てを行い(別決定1及び別決定2については行われていない。)、本件決定を取り消すべきと主張しているため、審議会としては、以下、存否応答拒否の妥当性について検討する。

(3) 存否応答拒否の妥当性について

ア 本件決定において、実施機関は、条例第17条第2号及び第6号ハの不開示情報を開示することとなるとして存否応答拒否を行ったとするので、まず、同条第2号の該当性、すなわち、本件意見情報の存否を応答することが、異議申立人以外の個人を識別することができる情報を開示することになるか否か、又は、識別することはできないもののなお異議申立人以外の個人の権利利益を害することになるか否かについて検討する。

イ 本件は、措置入院命令により本人の意向には沿わない形で精神科病院に入院していた異議申立人が、退院請求を行ったにもかかわらず認められなかったという事案であり、また、退院請求の審査に際し医療審査会が任意に意見聴取を行うことができる関係者については、国の審査マニュアルにも列記され、退院請求を行った者にとっては自ずと対象者の範囲を限定して推測しうるものであると考えられる。

ウ これらの事情を踏まえると、関係者による意見が提出されていた、あるいは何ら提出されていなかったという事実について退院請求を行った本人が知ることになれば、審査結果に対する不満から、限られた関係者のうち特定の個人に対する一方的な誤解や憶測を招くといった事態に至る可能性は否定できない。

エ したがって、本件意見情報については、その存否を答えるだけで異議申立人以外の特定の個人の権利利益を害するおそれがあり、条例第17条第2号に該当する不開示情報を開示することになると認められるため、同条第6号ハの不開示情報の該当性を検討するまでもなく、実施機関が条例第20条の規定により本件決定を行っ

たことは妥当である。

(4) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断するが、以下のとおり附言する。

なお、異議申立人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 附言

- (1) 実施機関は、本件開示請求に対し、前記5(2)ア(イ)のとおり、精神医療審査会による関係者の意見聴取に係る一連の行政文書(以下「本件意見聴取文書」という。)を対象文書として特定した上で、別決定1及び別決定2を行うとともに、本件意見聴取文書以外の意見書については存否応答を拒否する本件決定を行っている。
- (2) しかしながら、本件開示請求書には「平成〇〇年〇月〇日に開催された〇〇〇〇に関する精神医療審査会の審議過程、却下理由が分かる議事要旨等及び同審査会に付された資料(〇〇〇〇による「意見書」等)」と記載されており、末尾に記載された「意見書」は対象となる文書の一つを単に例示したものに過ぎないと考えられるところ、実施機関によれば、本件開示請求に際し異議申立人から請求対象を意見書に限定するといった趣旨の申し出は行われていなかったとのことであり、そうすると、本件開示請求の対象は、ことさら意見聴取に係る情報のみに限定されるものではないと解するべきである。
- (3) そこで、審議会事務局職員をして、精神医療審査会において本件退院請求の審査に使用した行政文書について実施機関に確認させたところ、本件意見聴取文書以外に、退院請求書や措置入院に係る診断書等といった異議申立人の情報が記載された複数の行政文書があり、現在も実施機関においてそれらを保有していることが認められた。
- (4) そもそも、開示請求の対象については、開示請求書の記載内容に基づいて合理的に理解し得る範囲において幅広く捉えるべきであり、さらに、本件退院請求の事実経緯からして、本件開示請求の趣旨が、おそらくは関係者意見に限らずどのような情報に基づいて異議申立人に関する審査が行われたのかを知るためであることは、容易に推測できたものと考えられる。
- (5) これらのことからすれば、実施機関が、本件開示請求の対象を意見聴取に係る情報のみに限定したことは妥当性を欠いていたというほかない。
- (6) 審議会としては、本件決定は妥当であるとは判断するものであるが、本件開示請求の対象の特定が不十分であることは上記のとおりであるから、実施機関においては、精神医療審査会で本件退院請求の審査に使用した全ての行政文書のうち、本件意見聴取文書以外のものについても、別途、条例第21条の規定による開示決定等を行うべきである。

7 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 27 年 8 月 24 日	諮問書の受理
平成 27 年 10 月 2 日	諮問実施機関の理由説明書受理
平成 29 年 12 月 21 日	審議（平成 29 年度第 9 回第 1 部会）
平成 30 年 1 月 25 日	審議（平成 29 年度第 10 回第 1 部会）
平成 30 年 2 月 22 日	審議（平成 29 年度第 11 回第 1 部会）

千葉県個人情報保護審議会第 1 部会

（五十音順）

氏 名	職 業 等	備 考
海野 朋子	千葉家庭裁判所家事調停委員	
川瀬 貴之	千葉大学大学院 社会科学研究院准教授	
土屋 俊	大学改革支援・学位授与機構 研究開発部教授	部会長
永嶋 久美子	弁護士	部会長職務代理者